

各地方農政局長
内閣府沖縄総合事務局長
各都道府県知事
全国農業会議所会長

} 殿

農林水産省^(注1)農村振興局長

国家戦略特別区域における農家レストランの設置について

国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「戦略特区法」という。）に係る規制の特例措置として、農林水産省関係国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令（平成26年内閣府・農林水産省令第4号。以下「農林水産省関係命令」という。）が平成26年4月1日に施行された。

これにより、国家戦略特別区域会議（戦略特区法第7条第1項の国家戦略特別区域会議をいう。）が、地域農畜産物利用促進事業（農林水産省関係命令に規定する地域農畜産物利用促進事業をいう。）を定めた区域計画（戦略特区法第8条第1号に規定する区域計画をいう。）について内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けた場合には、農林水産省関係命令第1項各号に掲げる要件の全てを満たす施設について農用地区域内に設置が可能な農業用施設とみなすこととされた。

今後、国家戦略特別区域（戦略特区法第2条第1項に規定する国家戦略特別区域をいう。）が政令で指定され、当該区域ごとに区域方針（戦略特区法第6条第1項に規定する区域方針をいう。）が内閣総理大臣により定められた後、今回の特例措置についても適用されることとなるが、国家戦略特別区域における農業振興地域制度の円滑かつ適切な運用を図るため、下記事項に留意の上、事務処理が円滑かつ適正に行われるよう、制度の趣旨等を十分御了知いただきたい。^(注2)

なお、貴管内の都道府県知事に対しては、別途通知済みであるので申し添える。^(注3)

注1：内閣府沖縄総合事務局長及び各都道府県知事宛のみ記載する。

注2：各都道府県知事宛は「御了知いただくとともに、管内各市町村にその周知をお願いする。」とする。

注3：各地方農政局長及び内閣府沖縄総合事務局長宛でのみ記載する。

記

1 区域計画（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第8条第1項に規定する計画をいう。）の認定後、農林水産省関係国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令（平成26年内閣府・農林水産省令第4号。以下「農林水産省関係命令」という。）第1項各号に掲げる要件の全てを満たす施設（以下「農家レストラン」という。）の設置予定場所について農用地利用計画で指定する農業上の用途が農業用施設用地以外となっている場合には、用途の変更が必要となる。このため、市町村は、特に当該変更に係る土地の面積が1ヘクタールを超えないものは、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第10条第1項第4号の規定による軽微な変更により速やかに対応することが望ましい。

この場合、用途は、農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼさないよう指定することとされており、農家レストランの設置予定場所については集団的な農用地の縁辺部とすることが望ましい。また、農家レストランの管理又は利用に必要な駐車場、倉庫等については、農用地区域内において農家レストランと併設して設置が可能であるが、施設の規模については、事業計画から判断して適切な規模とすることが必要である。

2 農林水産省関係命令第1項第2号において、「自己の生産する農畜産物又は当該農畜産物及び当該施設が設置される農業振興地域内において生産される農畜産物を主たる材料として調理して提供するものであること」とされているが、この場合、「主たる材料として」とは、量的又は金額的に5割以上使用することを意味しており、市町村は農家レストランの設置に係る事業計画において確認することが望ましい。

3 農家レストランの設置に係る事業計画に、農家レストランと設置者等の居住の用に供する建築物等が併せて位置付けられている場合や深夜営業を常態とする施設、料亭・居酒屋・スナックバーなど主として酒類を提供する施設、遊興飲食させる施設等が位置付けられている場合には、これらの施設は本特例の趣旨にはなじまないものであることから、市町村農業振興地域制度担当者は、事業実施主体に対して計画の変更を促すとともに、国家戦略特区担当者と必要な調整を行うことが望ましい。

4 農家レストランの設置後においても、市町村は、農畜産物の使用状況等の定期的な把握に努め、その結果、使用状況等が要件に適合していない場合には、農用地区域内の土地の農業上の利用の確保を図るための措置を講じることが適当である。

また、市町村は、事業の撤退等により、農家レストラン施設用地が利用されずに放置された状態にならないよう、農業上の利用の確保を図るための措置を講じることが適当である。